

南橋町内会掲示板運用の手引き

名称：

4基の掲示板の名称を下記とする

- 1号掲示板・・・2組、「ヴィラ湘南」の東南の隅切りの歩道
- 2号掲示板・・・4組、「松本氏宅」東側の三角地の道路（橋郵便局の向かい側）
- 3号掲示板・・・5組、「小林眞樹氏宅」の南側道路
- 4号掲示板・・・12組、「北村氏宅」の南西の隅切りの土手

掲示物：

- ① 町内会活動に関する情報伝達を目的とするもの
- ② 「藤沢市」、「藤沢警察署」、「藤沢消防署」、「鵜沼市民センター」等の公的機関からの掲示物及び災害時の緊急連絡事項
- ③ 個人的な掲示物は、一切取り扱わない
- ④ 掲示期間は、1か月間を基本とする

掲示物の許可：

- ① 掲示物を掲示するにあたっては、原則として会長の許可印を得ること
- ② 各部長が町内会行事に関連した掲示物を掲示する場合は、会長の許可を得ずに独自に掲示することを可とする
- ③ 各部長には、必要に応じて鍵を配布する

掲示物の取り扱い

掲示物は、広報部が掲示する

ただし、会長の許可を必要としない掲示物（「掲示物の許可」の②）は、各部長が掲示し、掲示期間が経過した掲示物は、掲示した各部長が取り除く

掲示板の管理

掲示板は広報部が管理し、管理責任者は広報部長が務める

附則 この手引きは、令和2年5月15日から適用する